

東彼杵町立学校の教育に関する業務管理・健康確保措置実施計画

東彼杵町教育委員会 策定日：令和8年3月23日

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校教育を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、教職員が担う業務は増加の一途をたどっています。教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいを持って教育活動に取り組むことは、東彼杵町の子供たちへの充実した教育を実現するための基盤です。

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」及び文部科学省の指針に基づき、東彼杵町立小・中学校における教育職員の在校等時間を適正に管理し、健康確保のための措置を講じることで、持続可能な学校教育体制を構築することを目的とします。

(2) 現状と課題

本町の学校現場においても、授業準備、生徒指導、部活動指導、事務処理などにより、長時間勤務が常態化している教職員が見受けられます。特に中学校では、ここ2年間において、2割から3割の教職員が、時間外在校等時間が45時間を越えている実態があり、部活動が主な理由になっています。

長時間勤務は教職員の心身の健康を損なうリスクを高めるだけでなく、教材研究や子供たちと向き合う時間の不足を招き、教育の質の維持・向上への懸念にもつながります。これまでの取組に加え、より実効性のある業務改善と健康管理体制の強化が喫緊の課題となっています。

2. 目標

本計画では、以下の2点を主たる目標として掲げます。

(1) 在校等時間の上限目標（量的目標）

教育職員の在校等時間について、以下の国が定める上限指針（上限ガイドライン）を遵守することを目標とします。

- ・ 1ヶ月の時間外在校等時間：45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間：360時間以内

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい（質的目標）

- ・ 業務の効率化により創出された時間を、教材研究や授業準備、児童生徒へのきめ細かな指導に充てることや子どもと向き合う時間やふれあう時間の確保することにより教育の質の向上を図るとともに教職員としてのやりがいの向上に努めます。
- ・ 教職員がリフレッシュできる時間を確保し、心身の健康を保持増進します。

3. 計画の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※ 本計画は、社会情勢や学校現場の実態、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 実施する業務量の管理・健康確保措置の内容

目標達成に向け、教育委員会及び学校は以下の措置を講じます。

（1）時間外在校等時間の客観的な把握と管理

- ・ **ICT等の活用**：校務支援システムを活用し、教職員の出退勤時刻を客観的に記録・把握します。
- ・ **管理職によるモニタリング**：校長・教頭は、個々の教職員の勤務時間外在校等時間を日常的に確認し、上限時間を超過する恐れがある場合は早期に業務分担の見直しや指導・助言を行います。

（2）業務改善・効率化の推進

（学校以外が担うべき業務改善）

- ・ **登下校の通常的な見守り活動**：保護者地域住民による見守り活動推進します。
- ・ **徴収金の口座等引落への促進**

（教師以外が積極的に参画すべき業務）

- ・ **調査・統計等への回答**：校務支援システムの活用し町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減する。
- ・ **学校の施錠、プール清掃の外部委託**

（教師の業務だが負担軽減を促進）

- ・ **校務支援スタッフ等の活用**：教育業務支援員、学習支援員、特別支援教育支援員、学習支援員等）や部活動支援員等を効果的に活用し、教員が担うべき業務を軽減します。

（3）部活動の適正化

- ・ **休養日の設定**：国及び県のガイドラインに則り、週あたり2日以上（平日1日、週末1日の休養日を設けます。
- ・ **活動時間の上限**：平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とし、過度な活動とならないよう指導を徹底します。
- ・ **地域展開の推進**：東彼杵町のスポーツクラブひがしそのぎと連携し、段階的な部活動の地域移行を検討・推進します。

（4）学校における措置の推進

- ・ **年間授業数を年間1086単位時間以下とする教育課程の編成**

- ・留守番電話対応等の徹底：原則として勤務時間時以外（午後5時30分以降）は自動音声対応（留守番電話）に切り替え緊急時以外の外部対応の軽減を図ります。
- ・ICT環境の整備：校務支援ソフトを導入し、県内各学校とつながりやすくします。また、完全クラウド化を図り、ゼロトラストを導入します。情報セキュリティポリシーを策定し、生成AI等の環境を整備し活用促進を図ります。

（5）教育職員の健康及び福祉の確保のための措置

- ・医師による面接指導：月の時間外等在校時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員に対しては、産業医等による面接指導を勧め、明らかに様子がおかしく危険だと思われる場合は、産業医の面接指導を確実に実施します。
- ・ストレスチェックの実施：年1回以上ストレスチェックを実施し、自身のストレス状況の把握を促すとともに、集団分析結果を職場環境改善に活用します。
- ・休憩、休息時間の確保：勤務時間内の休息時間を確実に習得できるように校内体制を整えます。
- ・学校閉庁日の設定：夏季休業期間中に「学校閉庁日（8月10日～8月16日）」を設定し、休暇取得を促進します。

※別途働き方改革に向けた取組計画表を作成する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）地域・保護者への理解促進

教職員の働き方改革は、最終的に子どもたちの教育環境の充実に資するものであることについて、広報誌や学校HP、保護者会等を通じて広く発信し、地域・保護者の理解と協力を求めます。特に、下校時刻の厳守や、時間外の電話対応制限等については丁寧な周知を行います。

（2）教育委員会による支援体制

東彼杵町教育委員会は、各学校の実態を定期的にヒアリングし、人的・物的な支援に努めます。また、校長会等を通じて好事例（グッドプラクティス）の共有を図ります。

（3）PDCAサイクルによる検証・改善

毎年度末に、在校等時間の状況や業務改善の進捗状況を検証します。目標未達の項目や新たな課題が明らかになった場合は、次年度の取組に反映させ、継続的な改善（PDCAサイクル）を実施します。